

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和2年青森県規則第59号。以下「規則」という。）第4条第1項第17号に掲げる底建網漁業につき、規則第11条第1項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和6年8月28日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
たら底建網漁業	16人	定めなし	<p>(操業区域) A</p> <p>次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域。</p> <p>基点1 むつ市脇野沢と下北郡佐井村との境に設置した標柱</p> <p>基点2 むつ市脇野沢貝崎突端</p> <p>点ア 基点1から磁針方位285度5,500メートルの点</p> <p>点イ 基点1から磁針方位285度8,500メートルの点</p> <p>点ウ 基点2から磁針方位253度6,000メートルの点</p> <p>点エ 基点2から磁針方位253度4,000メートルの点</p> <p>(操業区域) B-1</p> <p>次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域。</p> <p>点ア むつ市脇野沢疣岩崎突端から磁針方位214度3,700メートルの点</p> <p>点イ むつ市脇野沢牛首崎突端から磁針方位162度2,800メートルの点</p> <p>点ウ むつ市脇野沢と同市川内町との境に設置した標柱から磁針方位176度5,500メートルの点</p> <p>点エ むつ市脇野沢と同市川内町との境に設置した標柱から磁針方位176度9,700メートルの点</p> <p>(操業区域) B-2</p> <p>次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域。</p> <p>点ア むつ市脇野沢疣岩崎突端から磁針方位214度4,200メートルの点</p> <p>点イ むつ市脇野沢疣岩崎突端から磁針方位214度5,100メートルの点</p> <p>点ウ むつ市脇野沢弁天島灯台中心点と東津軽郡平内町大島灯台中心点とを結んだ線上弁天島灯台中心点から</p>	12月1日から翌年2月19日まで	むつ市脇野沢に住所を有する者	令和6年11月1日から令和6年11月15日まで	<p>1 許可の有効期間は、令和6年12月1日から令和7年2月19日までとする。</p> <p>2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>(1) 40センチメートル四方以上の亜鉛鉄板に蛍光塗料または蛍光性プラスチックフィルムで許可番号及び漁業者名を明記した標識を水面上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない</p> <p>(2) 夜間及び視界不良時は、入網又は揚網してはならない</p> <p>(3) 敷設できる漁具の統数の上限は、3ヶ統とする</p>

		5,400メートルの点 点エ むつ市脇野沢と同市川内町との境に設置した標柱から磁針方位 185 度 9,700メートルの点				
	2人	次の各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域。 点ア 40° 57' 51" N 140° 47' 06" E 点イ 40° 55' 24" N 140° 47' 09" E 点ウ 40° 55' 31" N 140° 46' 53" E 点エ 40° 58' 00" N 140° 46' 43" E	12月5日から翌年 2月20日まで	東津軽郡平内町に住所 を有する者		1 許可の有効期間は、令和6年12月5日から令和7年2月20日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 40センチメートル四方以上の亜鉛鉄板に蛍光塗料または蛍光性プラスチックフィルムで許可番号及び漁業者名を明記した標識を水面上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない (2) 夜間及び視界不良時は、入網又は揚網してはならない (3) 敷設できる漁具の統数の上限は、1ヶ統とする
	3人	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域。 基点1 青森市大字野内と大字久栗坂との境に設置した標柱 基点2 青森市大字浅虫裸島西端に設置した標柱 点ア 基点2から磁針方位296度8,400メートルの点 点イ 点アから磁針方位176度800メートルの点 点ウ 基点1から磁針方位322度6,000メートルの点 点エ 基点2から磁針方位296度6,400メートルの点		青森市大字清水、青森市 大字油川又は青森市羽 白に住所を有する者		
	2人	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域。 基点1 東津軽郡蓬田村瀬辺地川河口左岸 基点2 青森市大字左堰と内真部との境に設置した標柱 点ア 基点1から正東5,900メートルの点 点イ 基点1から正東6,700メートルの点 点ウ 基点2から磁針方位88度6,200メートルの点 点エ 基点2から磁針方位88度5,400メートルの点		青森市大字六枚橋、青森 市大字四戸橋又は青森 市大字後潟に住所を有 する者		
	2人	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域。 基点1 東津軽郡蓬田村瀬辺地川河口左岸 基点2 東津軽郡蓬田村と青森市との境に設置した標柱 点ア 基点1から正東5,900メートルの点 点イ 基点1から正東6,700メートルの点 点ウ 基点2から真方位80度30分6,750メートルの点 点エ 基点2から真方位80度30分6,000メートルの点		東津軽郡蓬田村に住所 を有する者		